

企業主導型保育事業利用時の教育・保育給付認定について

企業主導型保育事業を利用し、利用料の無償化対象となるためには、保護者の就労状況等に応じて、仙台市からの教育・保育給付認定が必要な場合があります。

○ 仙台市からの教育・保育給付認定が必要な方

- (1) 従業員枠として利用する方のうち、企業主導型保育事業の事業実施者にて保育の必要性を確認できない場合（保護者の片方が保育施設等を設置している企業の従業員ではない場合など）
- (2) 地域枠として利用する方のうち、**3 歳以上児 又は 住民税非課税世帯等^{※1}の 3 歳未満児が無償化の対象となる場合**

※1 住民税非課税世帯等は、4 月から 8 月までは前年度分の、9 月から翌 3 月までは当該年度分の市町村民税額を適用します。また、生活保護法による被保護世帯、児童福祉法による里親、小規模住居型児童養育事業者（ファミリーホーム）が含まれます。なお、住民税非課税世帯等の確認は各施設で行います。

1. 申請書類等の提出先

各施設で必要書類を取りまとめるうえ、利用児童が居住する区の区役所保育給付課（青葉区の宮城総合支所管内に居住する場合は、宮城総合支所保健福祉課）へ提出してください。

申請には、4. の（ア）～（ウ）の書類が必要です。指定様式は、仙台市ホームページからダウンロードできます。

掲載箇所

ホーム ＞ くらしの情報 ＞ 健康と福祉 ＞ 子育て・若者 ＞ 子育て施策 ＞
あずける ＞ 定期的に利用する教育・保育サービス等 ＞ 企業主導型保育事業



2. 教育・保育給付認定決定通知書発行までの流れ

仙台市では、毎月 2 回教育・保育給付認定決定通知書を発行しており、受付期限と発送日は以下のとおりです。また、支給認定証の交付を希望する場合は、教育・保育給付認定申請書中の「支給認定証の交付を希望する」を選択してください。

受付期限	教育・保育給付認定決定通知書発送日
毎月 5 日	当月 15 日
毎月 20 日	当月末日

※土日祝日等にあたる場合は、それぞれ前開庁日

※教育・保育給付認定は、ご申請いただいた即日に認定することはできません。

企業主導型保育事業の利用が決定しましたら、**速やかにご申請ください。**

3. 教育・保育給付認定期間

教育・保育給付認定では、3 号認定は 3 歳の誕生日の前々日まで、2 号認定は 小学校就学日の前日までが認定有効期間となります。ただし、求職活動・出産・就学等を理由として認定を受けた場合は、認定有効期間に制限がかかるため、上記より短い場合があります（例：求職活動…認定開始日（申請した月の初日以降）から 90 日または 3 か月のうち短い期間を経過する月の末日まで）。

認定有効期間の延長を希望する場合は、再度申請が必要となりますので、改めて必要書類をご用意いただき、有効期間内にお手続きくださいますようお願いいたします。

- ◆ 3 歳の誕生日以降も同施設を引き続き利用する場合（3 号認定 → 2 号認定）
- ◆ 認定有効期間の終了後も保育の必要性の事由に該当する場合（2 号・3 号認定の継続）

裏面につづく

4. 教育・保育給付認定申請の必要書類

(ア) 子ども・子育て支援制度 教育・保育給付認定申請書(2・3号認定用(企業主導型))

(イ) マイナンバー(個人番号)記入用紙(2・3号用)

(ウ) 保育を必要とすることを証明する書類(以下のいずれか該当するもの)

※ 保護者のどちらかが事業者に雇用されている場合でも、**保護者両方**の保育の必要性が確認できる書類の提出が必要です。

※ ひとり親の場合は、別途ひとり親であることを証明する書類(戸籍の全部事項証明書の写しや児童扶養手当証書の写しなど)が必要です。

状況		提出書類
就労 (64時間以上)	お勤めの方	就労証明書(指定様式)
求職活動	自営業、内職をしている方	保育を必要とするものの申告書(証明書)(指定様式)
	求職活動中の方	
出産	産前産後各8週間以内の方	母子健康手帳の写し (母の氏名・出産予定日の記載があるもの)
疾病等	病気、けが、障害を有している方	診断書または障害者手帳の写し
介護等 (64時間以上)	家庭内の親族を常に介護している方	診断書・障害者手帳・介護保険被保険者証いずれかの写し 保育を必要とするものの申告書(証明書)(指定様式)
就学等 (64時間以上)	学生の方、職業訓練等を受けている方等	在学証明書等 保育を必要とするものの申告書(証明書)(指定様式)

※ 利用開始希望日から6ヶ月以内の証明日(記入日)の書類のみ受付いたします。

※ 書類提出に不備がある場合、再提出をお願いする場合があります。

※ 求職活動中の場合の教育・保育給付認定期間は、認定開始日(申請月以降)から90日または3か月のうち短い期間を経過する月の末日までとなります。

5. お問い合わせ先

(1) 企業主導型保育事業の無償化について

各施設へお問い合わせください。

(2) 教育・保育給付認定(2号・3号)について

各区 保育給付課 保育係・宮城総合支所 保健福祉課 保育給付係までお問い合わせください。

区	郵便番号	住所	代表電話番号	内線
青葉区役所	980-8701	青葉区上杉一丁目5番1号	022-225-7211	6763
青葉区役所 宮城総合支所	989-3125	青葉区下愛子字観音堂5番地	022-392-2111	5446
宮城野区役所	983-8601	宮城野区五輪二丁目12番35号	022-291-2111	6763
若林区役所	984-8601	若林区保春院前丁3番地の1	022-282-1111	6763
太白区役所	982-8601	太白区長町南三丁目1番15号	022-247-1111	6763
泉区役所	981-3189	泉区泉中央二丁目1番地の1	022-372-3111	6763

○青葉区役所の所管区域

下記の宮城総合支所所管以外の青葉区

○宮城総合支所の所管区域

赤坂、愛子中央、愛子東、芋沢、大倉、落合、上愛子、国見ヶ丘、熊ヶ根、栗生、郷六、作並、下愛子、高野原、中山台、中山台西、中山吉成、錦ヶ丘、ニッカ、新川、南吉成、みやぎ台、向田、吉成、吉成台、臨済院